

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（最低賃金の決定集号） 2025年8月8日 NO.742

最低賃金の引き上げ目安63円（6%）増の、 全国加重平均1118円に引き上げが

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度（時給）を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金は、労働者側と経営者側、有識者の公労使3者でつくる中央最低賃金審議会が、毎年夏に議論し、目安を提示します。その後、都道府県ごとの地方審議会が目安を参考に、それぞれの金額を決め、10月以降に引き上げられます。最低賃金は、労働者の生計費、賃金、企業の支払い能力の3要素を考慮して決められます。今年は、食料品の消費者物価指数の前年伸び率「6.4%」が、焦点となったといえます。

中央最低賃金審議会は、2025年度の最低賃金額の目安を全国の加重平均で時給1118円（現在の1055円から63円引き上げ）とすることを決定しました。東京都や大阪府などAランクの6都府県と、北海道などのBランクの28道府県は63円、秋田県などCランクの13県は64円を引上げることとしました。目安どおりの引き上げがなされた場合、すべての都道府県で1000円を超えることになります。

過去最高の引き上げ額とは言っても、ようやく 年収200万円に達する程度

時給で働く非正規労働者にとっては、1日8時間、月20日働いても、月約18万円、年収215万円ほどの収入でしかありません。「労働者の生活は、昨年以上に厳しさを増している」「昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示するべきだ」（労働者側の委員）。

$1118\text{円} \times 8\text{時間} \times \text{月}20\text{日} = 178880\text{円}$ （1か月の給料）

$178880\text{円} \times 12\text{ヵ月} = 2146560\text{円}$ （1年間の給料）

格差を解消するため全国一律に、生活するのに 必要な今すぐ時給1500円に引き上げを

地域間格差があるのも問題です。最も高い東京都（1163円）と、最も低い秋田県（951円）では212円の開きがあります。この差は、ほとんど変わりありません。最低賃金の低い地域から高い地域への人材流出が起こります。

日本の最低賃金水準は、先進国の中でも、低い水準です。フルタイム労働者の賃金（中央値）に対する最低賃金の割合は、フランスが62.5%、イギリスが61.1%、韓国60.5%に対して、日本は46.8%に過ぎません。

都市部と地方では、最低賃金に格差がありますが、必要な生活費には、それほど差がないという調査結果があります。都市部では住居費が高くなりますが、地方では自動車などの維持費が高くなっています。食費や教養・娯楽費には、あまり差がありません。

政府「2025骨太方針」や衆議院選挙での各党公約は最低賃金1500円への引き上げ

本年6月に閣議決定された「2025骨太方針」では、最低賃金について、「2020年代に全国平均1500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施する」としています。実現するためには、年平均7.3%の引き上げが必要となります。

先の参議院議員選挙では、主要な政党が最低賃金の引き上げを公約として掲げていました。自民党は「2020年代に全国平均1500円達成を目指す」、立憲民主党は「全国で早期に1500円以上に引き上げる」などです。

実質賃金のマイナス基調が継続、労働配分率の低下、物価の上昇に賃上げが追いつかない

コメなどの食料品やエネルギー価格が高騰し、消費者物価指数が4.0%上昇しています。名目賃金が春闘での賃上げの影響でプラス（連合の集計結果では平均5.25%の賃上げ率）となっても、物価の影響を考慮した実質賃金はマイナス基調です。また、企業の利益に占める労働者の取り分である労働配分率も下がっています。物価の上昇に、賃上げが追いついていません。生活は、苦しくなっています。

60歳以上の定年前職員の給与7割支給 年齢で給与が減額されるのは年齢差別では？

定年年齢の引き上げが、段階的に行われています。60歳超職員の給与は、「当分の間、60歳前の7割水準に設定する」とされています。しかし、60歳超の職員は、現役世代と同様な職務と職責をこなしています。特に、事務職員のような1校1・2名の定数配置の職場では、同様な職務をこなしています。年齢のみを理由とする7割支給への引き下げは、年齢差別と言うべきものです。現役世代と同様に、10割支給をするべきです。

再任用職員の報酬 現役職員と同様な職務を担当 同一労働同一賃金の原則はどこに？

再任用職員には、定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用職員の2種類があります。行（一）フルタイムの給料月額は1級で201200円、2級で233700円、3級で274800円。再任用職員の多くは、定年前と同一の職務・職責を担っています。「同一労働同一賃金の原則」の考え方からして、現役時代と同様な給料を支給するべきです。

会計年度任用職員の報酬額の引き上げを

学校における会計年度任用職員（共同実施支援職員）は、共同実施連携校で正規職員並みの職務遂行を求められているようです。共同実施支援職員の報酬は、月額201600円です。報酬額の引き上げが求められます。正規職員と非正規職員の任用の違いがあっても格差を設けず、生活するのに十分な報酬額の引き上げが必要です。